

発行年月日	有効年月日	区分	課長	係長	係
令和 年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	オ . .			

健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定 申請書

市区町村民税
非課税などの
低所得者用

1 2
被保険者(申請者)記入用

被保険者情報	記号	番号	生年月日	年	月	日	
	被保険者証の (右づめ)	2 2 7		3	5	0	
	氏名・印	(フリガナ) ケンボ タロウ	昭和 平成 令和	4	8	4	5
	住所	(〒 332 - 0035)	埼玉 都道府県	川口市西青木	標準報酬月額	104	千円
電話番号 (日中の連絡先)	TEL 048 (258)						

認定対象者欄	療養を受ける方	氏名	健保 合子	生年月日	昭和	平成	令和	24年	4月	1日
	療養予定期間	令和 元 年 5 月 ~ 令和 元 年 6 月	傷病原因	<input checked="" type="checkbox"/> 病気によるもの <input type="checkbox"/> 出産によるもの <input type="checkbox"/> 外傷性によるもの						
	療養する方は、長期入院されましたか。 長期入院とは、申請を行った月以前1年間にすでに90日を超えて入院されていることです。ただし、市区町村民税が課されていない期間の入院期間に限りです。			はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	「はい」と答えた場合、2ページ「長期入院欄」に申請を行った月以前1年間の入院期間をご記入ください。					

外傷性(ケガ等)の場合は、別紙<負傷原因届>の添付が必要になります。

希望送付先	上記被保険者情報に記入した住所と別のところに送付を希望する場合にご記入ください。									
	住所	(〒 370 - 0001)	群馬 都道府県	高崎市中尾町						
	電話番号 (日中の連絡先)	TEL 048 (258)	X - X							
宛名	健保 合子									

申請代行者欄	「申請代行者欄」は、被保険者および療養を受ける方以外の方が申請する場合にご記入ください。										
	氏名・印									被保険者との関係	
	電話番号 (日中の連絡先)	TEL ()									申請代行の理由

訂正箇所等については、被保険者(申請者)情報(申請代行の場合は申請代行者の印)に押印した印と同一印で訂正ください。

限度額適用認定証の送付先または、申請書を返戻する場合の送付先は、被保険者住所または送付を希望する住所となりますので十分ご注意ください。

上記のとおり健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を申請します。 令和 年 月 日

受付日付印

社会保険労務士の提出代行者名記載欄

健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定

申請書

市区町村民税
非課税などの
低所得者用

1

2

被保険者(申請者)記入用

長期入院欄	申請を行った月以前 1年間の入院日数合計	日間										
	1 申請を行った月以前 1年間の入院期間(日数)	平成 令和	年	月	日	から	平成 令和	年	月	日	まで	日間
	入院した 保険医療機関等	名称										
		所在地										
	2 申請を行った月以前 1年間の入院期間(日数)	平成 令和	年	月	日	から	平成 令和	年	月	日	まで	日間
	入院した 保険医療機関等	名称										
所在地												
3 申請を行った月以前 1年間の入院期間(日数)	平成 令和	年	月	日	から	平成 令和	年	月	日	まで	日間	
入院した 保険医療機関等	名称											
	所在地											
4 申請を行った月以前 1年間の入院期間(日数)	平成 令和	年	月	日	から	平成 令和	年	月	日	まで	日間	
入院した 保険医療機関等	名称											
	所在地											
5 申請を行った月以前 1年間の入院期間(日数)	平成 令和	年	月	日	から	平成 令和	年	月	日	まで	日間	
入院した 保険医療機関等	名称											
	所在地											

直近1年間に入院がある
場合は記入ください。
直近1年間の入院日数
により“食事療養標準負
担額”が変わります。

市区町村長証明欄

市区町村民税が非課税の方は、下欄に市区町村長の証明を受けるか、別に(非)課税証明書の添付が必要です。

当該被保険者(氏名)は平成・令和()年度の市区町村民税が課されないことを証明する。

市区町村長名

こちらに市区町村長に証明を依頼するか、
非課税証明書(原本)を添付ください。

4月~7月診療分については、前年度の課税に関する証明を、8月から翌年3月診療分については、当年度の課税に関する証明が必要となります。